

令和 8 年 6 月 5 日

太宰府市長

高 原 清 様

太宰府市情報公開・個人情報保護審査会

会長 芳賀 由紀子

答申書

太宰府市情報公開条例（平成 9 年条例第 4 号。以下「情報公開条例」という。）第 13 条第 4 項の規定に基づき、令和 8 年 4 月 8 日付け 8 太地第 5 号により諮問を受けました件について、同条第 6 項の規定に基づき次のとおり答申します。

1 審査会の結論

太宰府市長（以下「実施機関」という。）が令和 8 年 3 月 13 日付け 7 太地第 30 号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）の判断は妥当である。

2 審査請求の趣旨及び経過

（1）審査請求の趣旨

令和 8 年 2 月 26 日付けで審査請求人が行った行政文書開示請求に対し、実施機関が行った本件処分において不開示とした「職席及び審査員名」の開示を求める審査請求を行ったものである。

（2）審査請求の経過

① 行政文書開示請求

審査請求人は、令和 8 年 2 月 26 日、実施機関に対し、情報公開条例第 6 条第 1 項の規定に基づき、『太宰府市 N P O ボランティア支援センターうめさろん』公募型プロポーザル（令和 8 年度実施分）についての①審査委員名簿②各審査委員の採点表（団体別個票）③採点集計表（団体別総合得点一覧）④各団体に対する評価コメント記載文書⑤審査会議の議事録（録音データがある場合はその媒体を含む）⑥プレゼンテーション及び質疑応答の記録一式（全団体分）⑦質問項目の作成経緯が分かる文書（作成日時及び内部検討資料含）⑧上記審査質問項目の作成・協議に関連する電子メールその他の記録」（以下「本件文書」という。）の行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

② 行政文書の部分開示決定

実施機関は、令和 8 年 3 月 13 日付け 7 太地第 30 号通知において、審査請求人に対し、本件開示請求にかかる行政文書のうち、「②各審査委員の採点表（団体別個票）③採点集計表（団体別総合得点一覧）④各団体に対する評価コメント記載文書⑤審査会議の議事録（録音データがある場合はその媒体を含む）」について、委員名の部分が情

報公開条例第 10 条第 4 号に該当し、その理由を「市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び太宰府市土地開発公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるものに該当するため」として、本件処分を行った。

③ 審査請求

審査請求人は本件処分に対し、令和 8 年 3 月 25 日、開示請求にかかる行政文書のうち「7 太地第 30 号行政処分部分開示決定通知書における情報公開条例第 10 条第 4 号に該当するとされた、開示しない部分『職席及び審査委員名』」の開示を求めるとして、情報公開条例第 13 条第 1 項の規定に基づき審査請求を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、令和 8 年 3 月 25 日付けの審査請求書、同年 4 月 22 日付けの反論書及び同年 5 月 13 日の口頭意見陳述において、次のように主張している。

(1) 審査請求書

開示された個票において、採択団体（以下「団体 A」という。）の得点はばらつきが少ないのに対し、非採択団体（以下「団体 B」という。）への採点はばらつきが大きく、また、団体 B への得点が委員のうち 2 名（以下「委員 C、D」という。）は著しく低い。これが採点基準によるものか、個人の職責あるいは主観に基づくものなのか、非開示とすることで、評価の合理性を検証する手段が失われており、適正手続の観点から問題がある。

開示された委員別採点表（団体別個票）について、団体 A の採点分布偏差が約 2 % と非常に狭いのに対し、団体 B の偏差は約 24 % と幅がありすぎる。委員 C、D による低い採点の影響が大きく、この低い採点基準の根拠が、職席の違い、又はどこにあるのか審査委員名を非開示とすることで、評価の合理性検証が不可能となっている。

(2) 反論書、口頭意見陳述

ア 情報公開請求に至った経緯と目的

本プロポーザル公募に応募した理由は、警固断層が走り、多くの外国人を含む観光客が流動する太宰府市において、平時から自治会、市民活動団体、大学、事業者等とのネットワーク整備を進める必要があると考え、太宰府市 N P O ボランティア支援センター「うめさろん」と社会福祉協議会を核とした連携強化を急ぎ図るべきとの判断に至ったためである。

その他、現行の運営方法に対する市民からの様々な意見、過去のプロポーザル採択時の審査過程に関する疑義、並びに防災講座運営時に団体 A のスタッフが市議選に立候補し政治利用とも受け取られかねない経緯等もあり、応募に至ったものである。

プレゼンテーション審査当日には、仕様書の特定項目に関する想定問答が事前に行われていたとの情報提供を受け、実際にその内容に沿う質問が委員からなされたことから、審査の公平性について疑問を抱いた。

その後、不採択の通知を受け、過去の審査に関する疑義情報も踏まえ、本件審査について精査するため、情報公開請求を行った。

本来は質問事項の決定プロセス及び質問内容等に関する資料が最も重要であったが、本件については令和 7 年度実施分の当該資料は存在せず（令和 3 年度は質疑記録有）非開示となっており、やむなく個票を用いた統計的分析を行うに至った。

イ 個票における分析の結果

令和 7 年度のプロポーザル審査について団体 A と団体 B を比較したところ、団体 A の得点偏差が約 2 % 程度と極めて小さいのに対し、団体 B は約 24 % と大きな乖離が認められた。これは統計的にも通常想定し難い偏差であり、合理的説明を要する水準である。当該乖離の主因は委員 C、D の採点によるものであり、これを除いた場合には評価結果が逆転する可能性も認められる。

また、応募が団体 A 1 社のみであった過去の令和 3 年度及び令和 5 年度についても同様に分析したが、いずれも評点は近似しており、本件のような著しい偏差は確認されていない。

したがって、本件における団体 B の評価のみが著しく乖離している点については、採点基準の適用の在り方等を含め、合理的客観的な検証が必要である。

ウ 結論

本件プロポーザル審査における審査プロセスの公正性及び妥当性を評価するためには、個票における審査委員の職席の開示が不可欠である。

特に、守秘義務を負う内部職員のみで構成された審査過程において、その適正性を検証する手段が確保されないことは、市民、納税者及び不採択者にとって重大な不利益である。検証不能な状態を維持すること自体が、当該疑義を払拭できない構造を固定化する結果を招く。

以上のとおり、本件非開示処分は妥当性を欠くものであり、開示されるべきである。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関は、令和 8 年 4 月 8 日付け 8 太地第 5 号の弁明書及び同年 5 月 13 日の口頭意見陳述において、次のように主張している。

(1) 本件処分の内容

令和 8 年 2 月 26 日に審査請求人が行った開示請求する文書の件名又は内容「②各審査委員の採点表（団体別個票）」について、「各審査委員の審査表」（以下「審査表」という。）を特定した。

審査表に記載されている審査委員名を開示することが、情報公開条例第 10 条第 4 号に規定する「審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの」に該当するとして、本件処分を行った。

(2) 本件処分の理由

本件不開示部分には、各審査委員の氏名が記載されている。太宰府市プロポーザル方式試行要領第 14 条「審査委員会の委員は、提案書及びヒアリングを実施した場合における提案の内容について、審査基準に基づき各々独立して採点するものとし、審査内容に関して他の委員と意見の交換又は協議をしてはならない。」としており、審査表は各審査委員が独立して採点したもので、選定結果に直接結びつくものである。審査

委員会名簿については開示しているが、審査表の審査委員名を公にすることは、選定に際して各委員がいかなる評価をしたのかが明らかになり、第三者が選定結果に関する不服や批判等を個別の委員に向ける可能性がある。このことに対する懸念が、審査委員に利害関係人等から受ける批判等に対応する負担を回避したいという心理的圧迫感を感じさせ、自らの見識や信念に従った評価を中立的に行う条件が損なわれ、今後、同様の選定を実施しようとする場合に適正かつ公平な選定がなされないおそれがある。

また、審査請求人が求める「職席及び審査委員名」のうち、職席については本件不開示部分に記載はなく、審査委員会名簿にてすでに開示している。

なお、本件処分を行うにあたり、平成 28 年 9 月 12 日付鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会答申第 46 号を参考とした。

5 審査会の判断

(1) 審査の対象

本件審査請求の対象は、令和 7 年度に実施された太宰府市 NP0・ボランティア支援センターうめさろん公募型プロポーザルにおいて、実施機関が作成した「審査表」のうち、情報公開条例第 10 条第 4 号に該当することを理由として不開示となった各審査委員の氏名部分（以下「委員名」という。）である。なお、審査請求人は本件開示請求において「職席及び審査委員名」の開示を求めているが、審査会においてインカメラを実施したところ、不開示部分に職席は含まれていなかったため、委員名のみとした。

(2) 情報公開条例第10条第4号該当性について

ア 本件は、委員名が、情報公開条例第 10 条第 4 号に該当するかどうか争点となっている。実施機関は、委員名を不開示とした理由について、情報公開条例第 10 条第 4 号のうち「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」にあたると説明している。

イ まず、情報公開条例第 10 条は、「実施機関は、開示請求に係る行政文書に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されているときを除き、当該行政文書を開示しなければならない。」と定め、同条第 4 号で、開示義務から除かれる情報として、「市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び太宰府市土地開発公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」と定めている。

そして、太宰府市の「情報公開制度運用の手引」では、『率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ』とは、公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合をいい、適正な意思決定手続の確保を保護するものである。」と説明している。

ウ 本件処分に係るプロポーザル方式による受託者の選定は、太宰府市プロポーザル方

式試行要領に基いており、対象業務に対する発想、実施方法及び取組方法等の提案を審査し、見積額と総合的に評価したものである。審査に当たった審査委員会の委員は、審査基準に基づき各々独立して採点し、審査内容に関して他の委員と意見の交換又は協議を禁じられていることから、各委員の知識や見識に基づき評価したものである。

採点表における委員名を公開した場合、個別の評価が特定され、利害関係人からの直接的な不服や批判が個別の委員に向けられるなど、外部からの圧力や干渉等の影響を受ける可能性を否定できない。実施機関の口頭意見陳述でも、委員名の公開がなされれば、採点結果に不満を持つ利害関係人から個別の委員が直接問いただされることが危惧され、また、制度上、役職者だけではなく一般職員も委員になりえるため、一般職員の場合には外部からの圧力や干渉を受けるかもしれないというプレッシャーはより大きいものとなること、そして、外部からの圧力や干渉を避けたいという心理的圧迫が生じ、プロポーザルの良い面が失われるとの意見が述べられた。たしかに、委員名を公開した場合、当該委員がどのような採点をしたかが明らかになるため、その採点に納得がいかない利害関係人がいた場合には直接的な不服や批判が当該委員に向けられることになる。その結果、各委員にはこのような事態を極力回避したいという心理的圧迫感が生じ、その結果、純粋に自己の知識や見識に基づいた自立的な発言や評価を行うことが難しくなることは容易に想像がつく。今回は、公にすることで、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合にあたるといえる。

したがって、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」があると認められる。

- エ 審査請求人は「本件審査は外部委員を含まない内部職員のみで構成された審査体制であることから、通常より高い透明性の確保が求められる」と主張するが、内部職員であっても、評価の独立性と中立性は確保されるべきである。また、既に集計表や黒塗りの個票、および委員名簿自体は開示されており、これらを通じて統計的な検証（偏差の確認等）は既に行われている。これ以上の特定（個別の採点と氏名の紐付け）は、前述の支障を回避する必要性が上回ると判断せざるを得ない。

（３）まとめ・結論

以上のことから、本件文書の開示請求に対して、情報公開条例第 10 条第 4 号に基づき委員名を不開示とした実施機関の判断は、妥当である。

（４）付言

まず、当審査会は、実施機関が行った本件処分の妥当性について審理や判断を行うものであり、プロポーザル方式における審査自体の公正性や中立性、妥当性について審理および判断をするものではない。しかしながら、今回、審査請求人が行政文書開示請求および不開示情報について審査請求したことは、そもそも審査の過程及び結果に対して疑義を抱いたことに端を発している。公共事業の選定においては、その手続きの公正性や中立性、透明性を確保することが求められるのは言うまでもない。また、近年、公募型プロポーザル方式による公共事業が増加していることを踏まえると、今後も本件同様、審査の過程及び結果について疑義を抱く者が、それを情報公開や審査請求によって明らかにしたいと考えることは十分にあり得る。公募型プロポーザルに

応募する団体や一般市民から疑義をもたれずに審査が行われること、また、情報公開制度が適切に活用されることを考慮すれば、一般市民から見て審査の中立性・公平性がより担保されるよう、これまでに実施した公募型プロポーザルでの審査手続きを検証し、改善を図る余地はあるという点は付け加えておく。

6 審査会における審査請求の処理の経過

審査会は、本件審査要請（諮問）について、次のように審査を行った。

令和8年5月13日 第1回審査会（口頭意見陳述、審議）

令和8年5月27日 第2回審査会（審議）